

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月29日

愛知県知事殿

提出者

住所 名古屋市中区丸の内一丁目8番20号

氏名 安藤建設株式会社名古屋支店

執行役員支店長 田淵 勝彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-211-4151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	安藤建設株式会社名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中区丸の内一丁目8番20号
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06:総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高:400,410万円
③従業員数	114名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙添付			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】 別紙添付		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・包装材の簡素化を行う。 ・金属、ダンボールを分別し有価物とする。		
②計画	【目標】 別紙添付		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・工法の改善 (コンクリート塊を現場内にて破砕してリサイクル材としての利用)を検討する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃プラスチック類、金属、紙くず、木くず、がれき類はそれぞれに分別し保管している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		別紙添付
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】 別紙添付		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に実施していない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		別紙添付
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
②計画	【目標】 別紙添付		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・特に実施していない。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		別紙添付
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		別紙添付
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施す予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		別紙添付
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる。		

②計画	【目標】 別紙添付		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者には定期的に実施確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 平成24年度建設副産物対策年度方針

1. 主 旨
2. 年度方針
3. 具体的方策
4. 組織表

平成 24 年 4 月 1 日

安藤建設(株)名古屋支店  
執行役員支店長 田 渕 勝 彦

## 1. 主 旨

地球環境負荷の低減と循環型社会形成に向けて、建設副産物を資源としての有効活用を実施し、最終廃棄物による埋立処分量の極小化・低減を図る。

その施策として、建設副産物の発生抑制、再使用、再生利用の3Rの為に分別排出を徹底する。また、リスク管理並びにコンプライアンスを確保する為に、適正処理の徹底を図る。

## 2. 年度方針

- 1) 産業廃棄物の発生抑制、再使用等及び分別による再生利用と減容化を推進して、産業廃棄物としての排出量を低減する。

〔目 標〕

(新築完工工事の排出量(汚泥を除く))

総排出原単位 18.5 kg/m<sup>2</sup>以下

(平成23年度名古屋支店排出原単位 35.1 kg/m<sup>2</sup>)

- 2) 特定建設資材廃棄物の分別、再資源化を促進する。

〔目 標〕

(新築、解体、諸・改修、土木の完工工事分)

① コンクリート塊 リサイクル率 100%以上

② アスファルト・コンクリート塊 リサイクル率 100%以上

③ 木 材 リサイクル率 95<sup>0</sup>%以上

(平成23年度名古屋支店R率；①コンクリート塊 100%、②アスファルトコンクリート塊 100%、③木材 96.1%)

- 3) 産業廃棄物全体の分別、再資源化を促進する。

〔目 標〕

3-1) 建築・新築工事(汚泥は除く)

① 分 別 率 72<sup>0</sup>%以上 (重量ベース)

② 最終廃棄率 17<sup>0</sup>%以下 (重量ベース)

(平成23年度名古屋支店；①分別率 48.9%、②最終廃棄率 21.0%)

3-2) 土木工事(汚泥は除く)

① 分 別 率 99<sup>0</sup>%以上 (重量ベース)

② 最終廃棄率 1<sup>0</sup>%以下 (重量ベース)

- 4) 廃棄物の適正処理

- ① 着工時に、「作業所が行う産業廃棄物処理上の厳守事項」を教宣する。
- ② 処理委託契約時に、各作業所毎の処理ルートの設定に対して確認・指導を行う。
- ③ 電子マニフェスト及び紙マニフェスト伝票の管理と、最終処分までの適正処理の確認及び適切な措置義務を徹底する。
- ④ 産業廃棄物処理業者の適正選定と関係社員への教育の徹底を図る。

- 5) 重点施策

- ① 産廃関係法規制を遵守し、委託産廃業者の全数把握と、委託産廃業者の二次搬出先を含めた管理・監視を徹底する。



### 3. 具体的方策

- 1) 産業廃棄物の発生抑制、再使用等及び分別による再生利用と減量化を推進して、産廃としての排出量を低減する。
- 2) 特定建設資材廃棄物の分別、再資源化を促進する。
  - ① 工法を検討して、躯体仕上げ材の工場加工に努める。(規格材の使用)
  - ② 梱包材の簡素化を徹底する。
  - ③ 指定を受けた「再資源化施設」への処理委託を行う。
  - ④ 分別収集の徹底により再利用、再資源化を考える。
  - ⑤ 建設汚泥は化学的改良等処理を行い、行政に確認の上埋め戻し土としての再利用を図る。
  - ⑥ 事務所のごみ等は自治体認定業者と契約のうえ、一般ごみとして処理する。
  - ⑦ 特定建設資材廃棄物は徹底して分別を行う。
- 3) 廃棄物の適正処理
  - ① 「建設廃棄物処理計画書」の作成
  - ② 「建設廃棄物処理委託契約書」の締結(許可証の確認)
  - ③ 該当があれば「特別管理産業廃棄物処理委託契約書」の締結(許可証の確認)
  - ④ 「産廃業者パトロール」の実施(委託処理業者の確認と処理施設状況の確認)  
(「名古屋支店産業廃棄物処理業者現地確認リスト」にあれば可)
  - ⑤ 「建設系廃棄物マニフェスト」の発行(記載漏れの無いように)と回収、保管
  - ⑥ 「建設副産物処理実績月間報告書」の提出
  - ⑦ 「建設副産物処理実績最終報告書」の提出
  - ⑧ 「建設副産物関連書類」の記録の整備と保管

#### 分別・リサイクル推進について

##### 1. 分別・リサイクル推進

廃棄物の分別回収・分別排出を促進して、廃棄物の再資源化に寄与する活動を行う。標準化されたゼロエミッション化の継続活動とする。

##### 2. 取組対象作業所

- 1) 建築工事：新築・増築工事の全作業所  
(改修工事、諸工事、解体工事は除く)
- 2) 土木工事：請負金5千万円以上の作業所

##### 3. 取組レベル・取組内容〔名古屋支店〕

取組 ランク	保 管 スペース	請負金	分別品目数	分別率 目標値(重量)	最終廃棄率 目標値(重量)
A	50㎡以上	10億円以上	14 品目以上	90%以上	10%以下
B	30㎡以上	10億円以上	9～13 品目	80%以上	15%以下
C	20㎡以上	5億円以上	7～11 品目	70%以上	20%以下
D	10㎡以上	5億円以上	5～9 品目	60%以上	25%以下
E	10㎡未満	5億円未満	5 品目	50%以上	30%以下

※取組ランクを設定する場合は、工期及び生産性も考慮する。

4. 組 織 表

名古屋支店建設副産物対策委員会及び部会組織



